

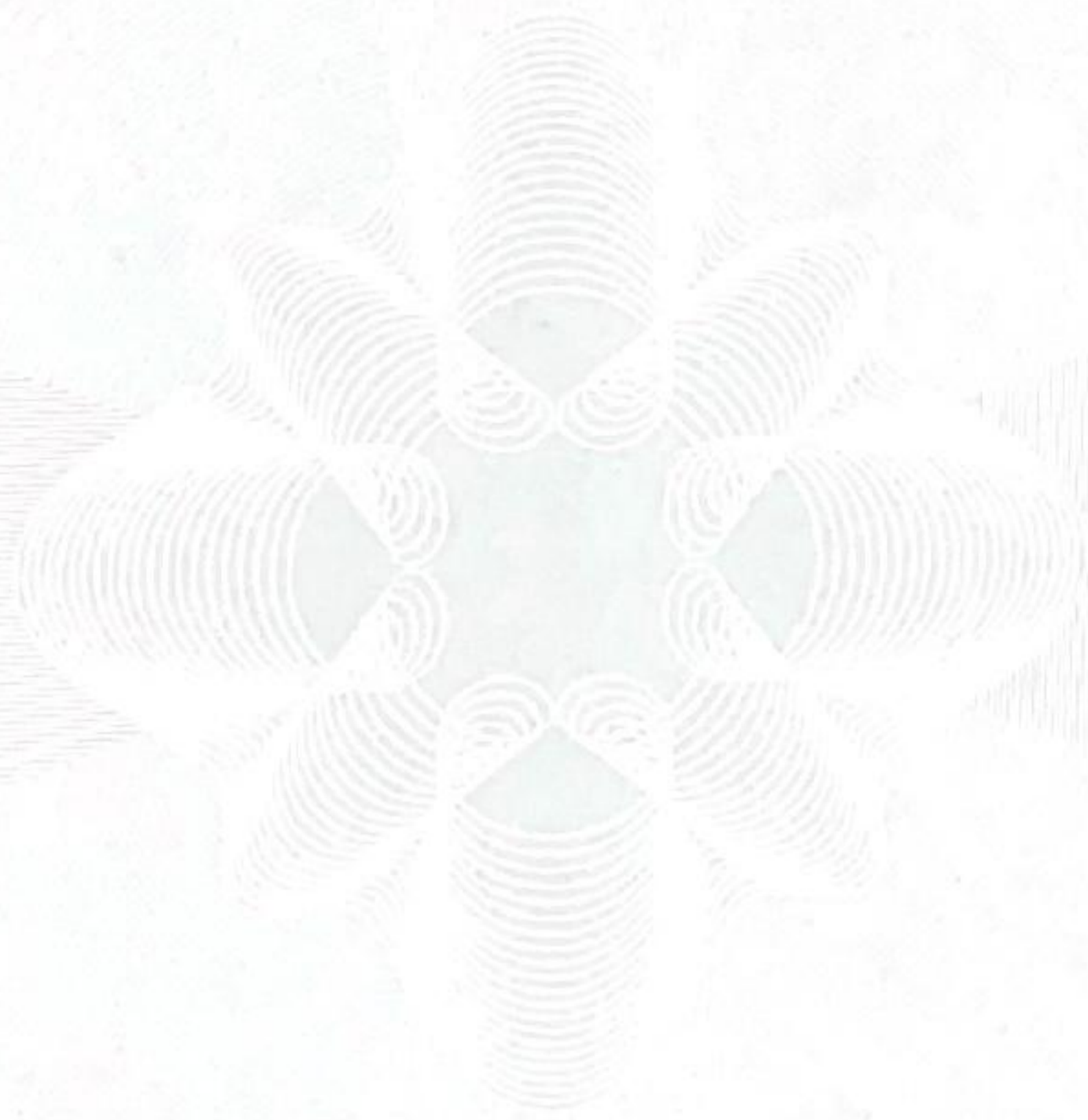
表題部 (主である建物の表示)	調製	平成16年11月25日	不動産番号	0113000093740
所在図番号	余白			
所在	杉並区荻窪二丁目 124番地2			余白
家屋番号	124番2の2			余白
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗 居宅	鉄骨造コンクリート屋根4 階建	1階	31 72	平成2年1月25日新築
		2階	32 44	①平成9年7月30日変更
		3階	32 44	
		4階	32 44	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成16年11月25日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成9年7月30日 第31692号	原因 平成9年7月30日売買 共有者 杉並区荻窪二丁目29番13号 持分2分の1 西館アサ 杉並区荻窪二丁目29番13号 2分の1 西館道弘 順位10番の登記を移記
付記1号	1番所有権更正	平成11年2月10日 第4868号	原因 錯誤 西館道弘持分 7分の6 西館アサ持分 7分の1 順位10番付記2号の登記を移記
2	西館道弘持分全部移転	平成15年5月27日 第20767号	原因 平成15年2月28日相続 所有者 杉並区荻窪二丁目29番13号 持分7分の6 西館アサ 順位11番の登記を移記
3	所有権移転	平成16年9月27日 第36627号	原因 平成16年9月27日売買 共有者 杉並区今川三丁目14番2号 持分2分の1 中山健二郎 杉並区今川三丁目14番2号 2分の1 中山悦子 順位12番の登記を移記
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和7年10月17日 第36180号	原因 令和5年4月13日住所移転 共有者中山健二郎の住所 東京都荒川区東尾久 六丁目19番15号山一ビル102
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成16年11月25日
4	共有者全員持分全部移転	令和7年10月17日 第36181号	原因 令和7年10月17日売買 所有者 東京都渋谷区神泉町11-11イーデ ンビル3F T L L 合 同 会 社 会社法人等番号 0110-03-0110 34



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(東京法務局杉並出張所管轄)

令和7年11月14日
東京法務局城北出張所

登記官

藤 森 章 夫



所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

整理番号 K79290 - (2 / 2)

2 / 2

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。